

武雄市農業委員会

令和元年5月総会議事録

令和元年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年5月7日(火)
(開会) 13時30分 (閉会) 15時00分
2. 場 所 武雄公民館会議室(武雄市文化会館内)
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願いについて	8件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取消し願いについて	1件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、令和元年5月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、委員全員の出席がっております。在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から令和元年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。10番 向井健作 委員、15番 山下英喜 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元年4月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

主なものとしては、4月25日に調査委員会を開催し、農地法第4条の転用許可1件について審議を行ったところです。その他については資料に記載しているとおりです。

次に総会審議後の転用許可についてご報告いたします。1月の総会で審議した〇〇町の牛舎・堆肥舎については、県に補正の書類を送っておりますので、近々許可が出るものと考えております。3月の総会で審議した4条1件と5条2件についても補正を送っておりますので、近々許可が出るものと考えております。

次に、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」についてご報告いたします。

〇〇町の〇〇の変電所については計画中止になっています。変電所を作るという事で許可を取られていましたが、想定よりも電力が必要とされなくなり、途中まで造成をされていましたが、県に直接相談をされております。今後、使い方を検討されているところです。

その他進捗状況報告が6件、完了報告が2件出ております。

また農地復元報告が、新幹線の一時転用の分で2件出ております。今後、新幹線については、一度延伸申請されていても不要な分は、余分に賃料が発生しますので、農地に戻して報告をされる予定です。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合には、農業委員会に対して届出が必要です。先月は、資料に記載している5件の届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

4月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、4月12日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、4月19日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。この4件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計1,931㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため」。譲受人は「現在も耕作していて、今後も管理していく。」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田15筆、畑7筆、計22筆、18,439㎡。「生前贈与のため」ということで申請されています。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田2筆、畑1筆、計3筆、179㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため」。譲受人は「自宅近くで管理しやすい」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、131㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため」。譲受人は「自宅前で管理しやすい」ということで申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号1番から4番まで、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この4件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか

か。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出して
いただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号、
農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ご
ざいませぬか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による4
件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件
について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆、1,586㎡。「申請地は市街地に隣
接しており、近辺に小学校、公園、大型ショッピングセンターもあり、共同
住宅の需要が見込まれるため計画した。」というものです。共同住宅2棟、1
4戸を計画されています。

こちらの農地は、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3
種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。農地は〇〇町畑1筆、43㎡。「昭和53年3月頃から自宅
の庭園・進入路として利用していた。」というものです。既に利用されていま
したので、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農
地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地すること
が困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、4月25日に調

査委員会を行っておりますので、座長の ○○○○ 委員さんから、調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告を申し上げます。

平成31年4月25日午後1時30分から、武雄市役所4階会議室及び現地にて、C班及び地元農業委員及び地元推進委員により調査委員会を開催しました。議案第2号 申請番号1番の「共同住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望として、南側の水路との境界について質疑があり、これに対して申請人から「地元との協議で、『境界より50cm引いて開発する、水路の法面は管理しやすいように張りコンする』となっており、その通り計画している。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上です。

会 長 1番の案件については委員会の報告が終わりましたが、2番の案件について地元委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨の意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨の意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が9件提出をされています。この9件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、119㎡。「区の公民館行事や会議の際に駐車場が不足しているため、申請地に整備をしたい。」という事で、駐車場を7台分計画されています。

こちらは都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、153㎡。「申請地は既存集落に囲まれた閑静な土地で、住環境も整い需要があると見込み、貸家住宅を建設したい。」という事で申請されています。住宅を1棟建てられる予定です。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。賃貸借権設定。〇〇町の田2筆、計329㎡。「自宅敷地内に小物店を開店したが、当初の予定より来客数が増え駐車場を整備したい。現在は公民館に駐車させてもらっているが、行事の時は迷惑をかけることもある」という事で申請されています。駐車場13台分を計画されておられます。既に駐車場として使われていますので、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、152㎡。「申請地、周辺の山林等を含み太陽光発電事業を展開したい。」という事で申請されています。

同時利用地として山林・原野、32,259㎡を合せて全体で32,411㎡で計画されています。なお申請地は、実際はパネル等は乗らず、太陽光の周りの林地にあたるということで、植林をされる予定です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、40㎡。「申請地の東側に自宅があるが、駐車スペースがなく、寺の駐車場を借りている。寺の行事があるときは使用できない時があるから、家族で利用できる駐車場を整備したい。」という事で、宅地71.4㎡を合せて、駐車場3台分を計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、計2筆、1,294㎡。「日当たりも良く傾斜もあまりなく、太陽光発電事業に適していると判断

した。」という事で申請されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。賃貸借権設定。一時転用です。〇〇町の田1筆、畑1筆、計2筆、900㎡。「新幹線工事で、〇〇及び〇〇高架橋の橋脚を施工するにあたり、仮設栈橋及び重機等の作業ヤード、資材置場として利用したい。」という事です。平成29年11月27日付けで転用許可を受けたものの延伸申請です。今回の貸借期間は、許可後から今年の9月15日までです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。賃貸借権設定。一時転用です。〇〇町の畑4筆、計343㎡。「新幹線工事で工事用道路として利用したい。」ということです。平成31年2月13日付けで転用許可を受けたものの延伸申請です。今回の貸借期間は、許可後から今年の7月8日までです。

農地区分は「農用地区域内にある農地」と「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地が混在する地域です。許可基準の該当事項は、「農用地区域内にある農地」については「一時的な利用に供するもの」、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」については「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。賃貸借権設定。一時転用です。〇〇町の田4筆、計1,536㎡。「JR 佐世保線複線化に伴う工事のため、仮設工事用道路及び残土・表土置場として利用したい。」という事で申請されています。貸借期間は、許可後から来年の4月15日までです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。
案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 1番の件です。公民館の駐車場が少ないということで、区が購入して整備をするものです。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による9件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による9件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第2号利用権設定計画(案)を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	1件、	7筆、	14,457㎡
	再設定、	7件、	8筆、	12,708㎡
武雄町。	畑。(なし)			
橘町。	田。新規、	2件、	2筆、	1,930㎡
	再設定、	33件、	54筆、	92,671㎡
橘町。	畑。新規、	(なし)		
	再設定、	1件、	1筆、	882㎡
朝日町。	田。新規、	1件	2筆、	2,865㎡
	再設定、	11件、	14筆、	23,289㎡
朝日町。	畑。(なし)			
若木町。	田。(なし)			

若木町。	畑。(なし)	再設定、	6件、	7筆、	3,302㎡
武内町。	田。新規、	再設定、	2件、	2筆、	3,186㎡
武内町。	畑。(なし)	、11件、	27筆、		38,918㎡
東川登町。	田。新規、	再設定、	1件、	2筆、	9,506㎡
東川登町。	畑。(なし)	19件、	18筆、		16,720㎡
西川登町。	田。新規、	再設定、	1件、	1筆、	259㎡
西川登町。	畑。新規、	再設定、	2件、	2筆、	1,986㎡
			1件、	1筆、	262㎡
			1件、	3筆、	3,212㎡
山内町。	田。新規、	再設定、	4件、	5筆、	5,020㎡
山内町。	畑。新規、	再設定、	8件、	19筆、	33,559㎡
			1件、	1筆、	4,000㎡
			(なし)		
北方町。	田。新規、	再設定、	9件、	24筆、	47,718㎡
北方町。	畑。(なし)	22件、	63筆、		90,412㎡

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については53ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 非農地証明》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、8件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明します。

申請番号1番。〇〇町の田1筆、262㎡。「耕作機械の出入りや排水先の問題があり不耕作となり、現況は山林化している。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号2番。〇〇町の田2筆、計416㎡。「平成10年1月よりコンビニエンスストア敷地として利用していた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆、1,133㎡。「以前はみかん畑として利用していたが、平成に入り耕作しなくなり荒廃してしまった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号4番と5番を一緒に説明します。4番と5番は〇〇町にあり、どちらも田で、隣接しています。「平成11年4月28日付けで事務所・倉庫・資材置場で転用許可を受けていた。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第3号「法第4条第1項及び第5条第1項の許可を得て完了している事実が認められる土地であって、不動産登記法第37条第1項に規定する地目変更の申請を行わず、引き続き耕作の用に供されていない土地」に該当すると判断しております。

申請番号6番。〇〇町の畑1筆、40㎡。「昭和62年頃、宅地への進入路が狭かったため拡張し利用していた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号7番。〇〇町の田1筆、83㎡。「昭和62年頃、自宅の駐車スペースにしてしまった。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号8番。〇〇町の畑4筆、計18,878㎡。「昭和60年頃、山土を搬出していた。平地を催し物の会場に貸したりしていた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 8番の件です。面積が結構広いですが、場所は〇〇の反対側になります。昔の〇〇の近くです。そこを初め、泥取り場に使っていたものです。外側は檜が植えられています。平成2年の水害の時には町が借りて、畳などを一時的に置いた経過があります。私も地目が畑のままだったという認識はありませんでした。ここはやむをえないという感じです。

会 長 他にございませんか。(なし)。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第5号、8件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

- 会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

- 会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
- 会 長 報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号について説明いたします。番号1番。〇〇町の田1筆、132㎡です。「圃場整備地区ではなく、不形成で耕作しにくいいため、畑として利用したい。」ということで、「田をかさ上げして畑へ転換」されます。変更時期は2019年5月15日から2019年5月31日、かさ上げの高さは0.7m、土量は25㎡、施工は本人が行うとの事です。変更後は野菜を作るといことです。以上報告いたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号「農地等形状変更届出について」、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。
- (質疑なし)

- 会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて》

- 会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」1件の報告が提出されていますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第2号についてご説明いたします。
こちらは平成30年5月16日に、資材置場として転用許可を受けられたものです。〇〇町の田1筆、663㎡。「借受人である法人の経営者が体調を崩し、事業の実施が難しくなったため」ということで、今回、取消の申請がっております。こちらは未着工で、現地は申請時のままとっておりますので、取消ができた案件です。以上、ご報告いたします。
- 会 長 事務局の説明終わりました。報告第1号「農地法第5条の規定による許可

の取り消しについて」、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和元年6月の農業委員会総会を終わります。